

議案第16号

葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

喫煙禁止区域の指定について定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例の一部を改正する条例

葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例（平成17年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行為等」を「行為並びに喫煙により引き起こされる危険及び迷惑」に改める。

第2条第4号中「瓶」の次に「、ペットボトル」を加え、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

(6) 喫煙 火のついたたばこを所持し、又は吸うことをいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 公共の場所等 道路（私道を含む。）、公園、児童遊園、河川敷、駅前広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。

第3条中「第6条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第4条第2項を次のように改める。

2 区民等は、屋外で喫煙をするときは、自らの喫煙により他人に危険及び迷惑が及ばないよう配慮しなければならない。

第5条第2項中「販売する者」を「販売する事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

5 事業者は、区内において自らが所有し、又は管理する敷地内における区民等の喫煙により公共の場所等にいる他人に危険及び迷惑が及ばないよう環境の整備及び喫煙をする

区民等への注意の喚起に努めなければならない。

第6条の見出し中「行為」の次に「等」を加え、同条第1項中「道路、公園、河川敷、駅前広場その他の公共の用に供する場所」を「公共の場所等」に改め、同項第2号中「点火したたばこを持ちながら又は吸いながら歩行し、又は自転車の運転をすること」を「歩行し、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号に規定する軽車両、同法第3条に規定する大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車の運転をしながら喫煙をすること」に改め、同条に次の1項を加える。

3 区民等は、次条に規定する喫煙禁止区域においては喫煙をしてはならない。ただし、葛飾区長（以下「区長」という。）が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

第9条中「区長が別に」を「葛飾区規則で」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「重点地域内」を「第1種重点地域内」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2種重点地域内において第6条第1項第1号又は同条第3項に規定する行為をした者は、2万円以下の過料に処する。

第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（第2種重点地域）

第9条 区長は、喫煙禁止区域内において第6条第1項第1号又は同条第3項に規定する行為を防止するための施策を相当の期間実施してもその効果が認められない区域を、当該行為の防止に重点的に取り組むべき区域（以下「第2種重点地域」という。）として指定することができる。

2 区長は、第2種重点地域において、きれいで清潔なまちづくりを推進するための施策を重点的に実施しなければならない。

3 区長は、必要があると認めるときは、第2種重点地域の指定を変更し、又は解除することができる。

4 区長は、第1項の規定により第2種重点地域を指定し、又は前項の規定により第2種重点地域の指定を変更し、若しくは解除するときは、その旨を告示しなければならない。

第7条の見出しを「（第1種重点地域）」に改め、同条第1項中「葛飾区長（以下「区長」という。）」を「区長」に、「前条第1項第1号」を「区内の公共の場所等（喫煙禁止区域を除く。）」において第6条第1項第1号」に、「重点地域」を「第1種重点地域」

に改め、同条第2項中「重点地域」を「第1種重点地域」に改め、同条第3項中「第1項の指定に係る重点地域の区域」を「第1種重点地域の指定」に改め、「同項の指定を」を削り、同条第4項中「重点地域」を「第1種重点地域」に、「その区域」を「第1種重点地域の指定」に、「指定を解除した」を「解除する」に、「公告」を「告示」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(喫煙禁止区域)

第7条 区長は、喫煙により引き起こされる危険及び迷惑を防止するため必要があると認めるときは、区内の公共の場所等を喫煙禁止区域として指定することができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 区長は、第1項の規定により喫煙禁止区域を指定し、又は前項の規定により喫煙禁止区域の指定を変更し、若しくは解除するときは、その旨を告示しなければならない。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。